

報 告 第 9 号

令和5年度公益財団法人キラリ財団決算について  
令和5年度公益財団法人キラリ財団決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘